

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 特定事業に係る支援措置の内容等の確認に関する一元的な窓口の変更

公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者が、特定事業に係る支援措置の内容等について確認を求めることができる一元的な窓口を、内閣総理大臣から民間資金等活用事業推進委員会（以下「委員会」という。）に改めること。  
（第十五条の二関係）

第二 公共施設等の管理者等に対する勧告等の主体の変更及び要件の限定

一 公共施設等の管理者等に対する勧告等の主体を、内閣総理大臣から委員会に改めること。  
二 委員会が公共施設等の管理者等に対して勧告等を行うことができる場合を、公共施設等の管理者等が定めた実施方針又は締結した事業契約がこの法律に基づく基本方針に照らし著しく適正を欠くと認めるときに限定すること。

（第十五条の三関係）

第三 水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置の削除

水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の免除等の措置に関する規定を削ること。

(附則第四条関係)

#### 第四 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。